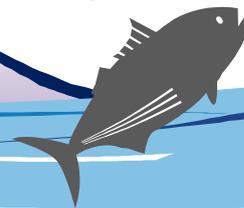


まちづくり回覧板

～みんなで作る自治基本条例～



平成24年5月

多様な市民との意見交換やPRの進め方を考えました

これまでの成果を活かしていくために

平成24年4月22日（日）午後1時から焼津市役所603号室にて、第7回焼津市自治基本条例を考える市民会議を開催しました。

今回は、まず、PI活動（多様な人々との意見交換会やPR活動）の進め方や考え方、千葉県流山市や茨城県つくば市など、他市で行われた実際の様子などについて話を聞きました。

その上で、グループに分かれて話し合い、これまで検討してきた「はじめの一步案」や焼津市にとっての自治基本条例をつくる意義などについて、どのように他の市民に伝えていくのがよいかを考えました（右の囲みを参照）。

グループや全体での話し合いを進める中で、次回の市民会議までに各グループで集まり、PI活動の進め方についてそれぞれ話し合うこととなりました。次回は、その結果を受けて、PI活動の進め方についてさらに具体的に話し合う予定です。



グループの話し合いの様子

各グループの発表から

【コミュニティ】

- ・「人は一人では生きていけない」ということから自治基本条例の必要について話す
- ・自治基本条例とは、住民が当事者意識をもち、次世代につなげる「オール焼津」のためのルール

【子育て】

- ・今なぜ、自治基本条例か？
画一的な決まりが実情に合わなくなってきた。そこで、街の特徴にあった決まりを作ることで、よりよいまちづくりを目指そう

【産業】

- ・産業界を巻き込んでいく。当事者意識&メリット（自分たち企業にプラスになるんだよという部分）を強調して説明する

【福祉・高齢者】

- ・福祉の当事者と支援者から、単に意見・要望を聞くのではなく、それぞれの立場でどのようなことができるのかということについて意見交換したい

【市民活動】

- ・PI活動の進め方
 - ・説明し、アンケートをとった上で相手先の顔が見えてきたら意見を聞く
 - ・集まった人の中でサポーターをつくり、より多くの人の意見を取り入れていく

発行 焼津市自治基本条例を考える市民会議
事務局：焼津市企画財政部企画調整課
電話：054-626-2141（直通）
<http://www.city.yaizu.lg.jp/g02-001/jichihonjourrei/>